

平成30年度申請（31年度事業）

共同募金配分＜地域配分＞申請の手引き

（施設整備・備品整備配分 編）



社会福祉法人群馬県共同募金会 高崎市支会

〒370-0065 高崎市末広町 115-1

高崎市社会福祉協議会内

TEL 027-370-8855 / FAX 027-370-8856

＜ご案内＞

共同募金の配分は「広域配分」と「地域配分」に区分されます。

この手引きは、高崎市支会で取り扱う「地域配分」について説明しています。

「広域配分」については、群馬県共同募金会（下記）へお問い合わせ下さい。

〒371-0843 前橋市新前橋町 13-12 TEL:027-255-6596 / FAX:027-255-6214

平成30年度共同募金＜地域配分＞申請の手引き（施設整備・備品整備配分 編）

平成30年度共同募金は、平成31年度に実施する事業に対して配分します。
この配分を受けるにあたっては、「**共同募金配分規程**」(以下「規程」という。)を遵守してください。

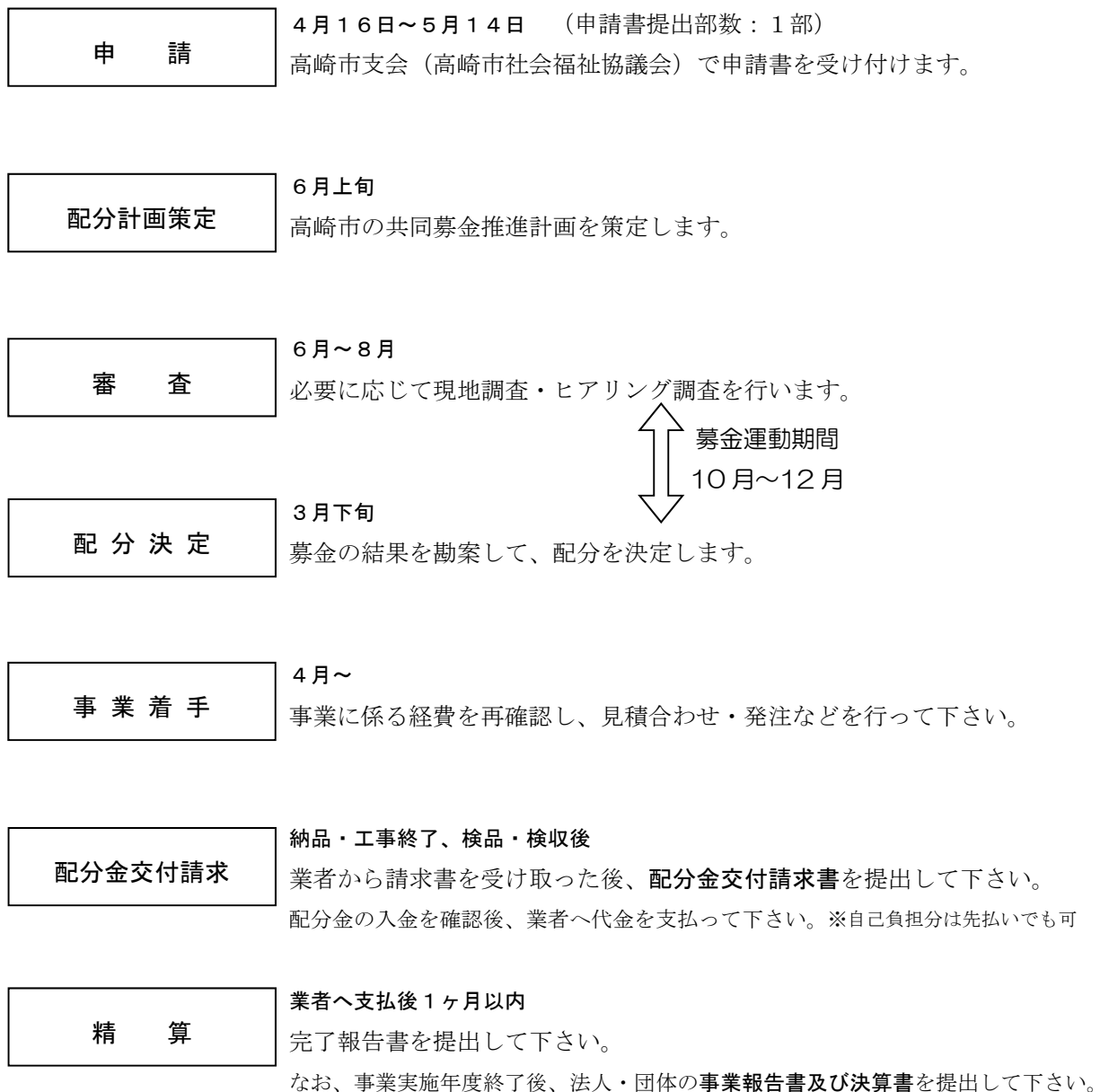
I ●この手引きの対象（詳細は次ページ参照）

この手引きにある配分申請ができるのは、次の法人・団体です。

- ① 保育所・認定こども園・学童保育所・地域活動支援センターを経営または運営する者
- ② 活動拠点及び活動エリアが高崎市内の特定非営利活動法人・任意団体

※これ以外の者は、「広域配分」の対象となり得るか、群馬県共同募金会にお問い合わせ下さい。

II ●申請から事業実施までの流れ



Ⅲ●配分基準等

1 対象法人・団体

規程第2条に定める者のうち、次に掲げるもの。

保育所、認定こども園・放課後児童健全育成事業（学童保育所）、地域活動支援センターを経営または運営する者

活動拠点及び活動エリアが高崎市内の特定非営利活動法人・任意団体(※)

※この基準で「任意団体」とは、法人格こそないが、法人同様に規約・役員体制・運営組織等が整備され、独立して主体的な運営がなされている団体をいい、任意団体への配分は備品整備配分のみとする。

2 対象事業

福祉サービス利用者を直接処遇するために使用する建物を増改築・改修・修繕し、または処遇に必要な設備及び備品(※)を整備する事業（※備品は、原則として単価3万円以上かつ耐用年数1年以上のものとする。）

建物工事の場合は、申請者が法人格を有することを条件とし、申請法人が所有する建築物または相当期間と認められる貸借契約により民間から借用する建築物に限る。

任意団体が備品を整備する場合は、原則として当該物品代金を配分対象とするが、設置経費等がかかる場合は物品代金の概ね30%を対象経費に含むことができる。

いずれの事業も消費税を含めて配分対象とする。

3 対象外事業

規程第3条に定める事業（国または地方公共団体の責任に属するとみなされる事業(※)など）、介護保険事業
※行政からの委託事業は原則対象外ですが、次のいずれかの場合で、緊急性が高いものについては配分対象となる場合があります。

委託事業運営のための収入に占める委託料収入の割合が、概ね6割以下のもの

小規模事業で、事業を運営する法人の財政基盤が脆弱なもの

委託事業利用者へのサービスではあるが、委託契約の内容を超えて実施するもの

4 配分限度額

施設整備配分の上限額は100万円とし、備品整備配分の上限額は30万円とする。それぞれの配分限度額は、配分対象経費総額の75%以下（配分額は千円単位で千円未満切り捨て）とする。ただし、他からの補助がある場合は、その補助額を経費総額から減じて算出する。

5 留意事項

(1) 原則として、同一申請者が同一年度に複数の申請書を提出できません。

他の配分（事業経費配分、運営費配分）の申請書も提出できません。

(2) 平成29年度の施設整備・車両整備・備品整備配分のいずれかの配分決定を受けている場合は、申請できません。ただし、同一申請者が複数の施設等を経営している場合は、配分対象となった施設等以外の施設等に係る事業であれば申請できます。

(3) 地域福祉活動計画に沿った事業など高崎市内を見渡しながらニーズ調整して実施する事業や、地域福祉の課題解決に向けて住民参加を積極的に促しながら実施する事業を優先します。

(4) 保育所など施設等に対する配分は、当該施設がその専門性を活かして地域住民など施設利用者以外へ

サービスや情報を提供するなどを行っているか確認し、地域との関わりを考慮して行います。

IV●配分申請書の作成方法及び提出先等

1 工事の場合は、設計図面の作成・工事金額の見積

施設整備に関する図面（設置位置図・配置図・平面図・立面図等、事業内容に合わせて用意）を作成し、工事金額の見積書をとる。

申請書に添付する見積書には、建築素材や設備等の品名・品番など、より詳細な情報を記載すること。

2 備品整備の場合は、備品の仕様（規格・必要な機能等）の検討・購入金額の見積

どのような仕様の備品が必要なのか、基本的なコンセプトをもって業者等に相談する。

仕様にあった備品をいくつか選び、業者から見積書をとる。（特に汎用備品は見積書2社以上とることとし、可能な範囲で市内の業者、店舗を利用すること。）

配分対象となる経費（備品本体、設置等経費、消費税）を記載した見積書を依頼すること。

3 配分申請書の作成

記入例は次ページ参照

①「申請の概要」欄：申請事業の概要、配分を必要とする理由などを記入する。

②「経費内訳」欄：見積書をもとに、物品別・経費別に区分けして記入する。

③「資金内訳」欄：配分金、補助金、自己資金等の金額を申請書の「資金内訳」欄に記入する。

配分金額は千円単位（千円未満切り捨て）なので注意する。

④ 添付書類を用意する。

・見積書のコピー（2社以上*）、カタログ（仕様の記載のあるもの、該当部分のコピーでも可）

*家電など汎用備品を申請する場合は、見積書を2社以上とることとし、可能な範囲で市内の業者、店舗を利用すること。

・定款・会則のコピー

・平成29年度の法人・団体の事業報告書・決算書（申請時に提出できない場合は5月末日までに）※

※決算書：施設毎の内訳を記載した収支計算書及び法人全体の貸借対照表を必ず添付すること。

・平成30年度の法人・団体の事業計画書・予算書

・その他、事業内容や現状が確認できる写真等を添付すること。

4 申請方法

① 受付窓口：高崎市支会（高崎市社会福祉協議会）

② 受付期間：平成30年4月16日～5月14日（郵送可、期間内に必着のこと）

申請書用紙は本冊子の最後に添付してありますのでご活用ください。

また、高崎市社会福祉協議会ホームページからもダウンロードできます。

[URL] <http://takasaki-shakyo.or.jp/>

社会福祉法人群馬県共同募金会 高崎市支会長 様

[申請者]

ふりがな 法人・団体名	あかはねしょうがっこうがくどうくらぶ 赤羽根小学校区学童クラブ			法人・団体の印
ふりがな 代表者職氏名	(役職) 運営委員長	はね たろう (氏名) 羽根 太郎		
所在地	〒370-0065 高崎市末広町115番地			
TEL	027-370-8855	FAX	027-370-8856	

平成〇〇年度共同募金（〇〇年度事業）配分申請書
～ 施設整備・備品整備 配分 ～

このことについて、下記のとおり計画しましたので、配分を申請します。

記

1 配分を必要とする福祉施設または福祉事業

ふりがな 施設・事業名	あかはねしょうがっこうがくどうくらぶ 赤羽根小学校区学童クラブ		施設・事業 種別	放課後児童健全育成事業実施施設	
ふりがな 責任者氏名	はね たろう 羽根 太郎		事業開始 年月	平成12年4月1日	
所在地	〒370-0065 高崎市末広町115番地				
TEL	027-370-8855	定員	50名	現員	46名
FAX	027-370-8856	E-Mail	info@akaihane-gunma.kodomogenki.or.jp		

2 申請の内容

申請内容	件名 床防寒用コルクマットの購入 (概要は別紙計画書のとおり)				
	ア 施設整備		イ 備品整備		
総事業費	85,000 円		配分申請額 (千円未満は切り捨て)	63,000 円	

3 この申請に関する事務担当者

所属・職名	保護者会 会計	TEL	090-XXXX-XXXX		
ふりがな 氏名	あかばね はなこ 赤羽 花子	FAX			

4 募金への協力 共同募金の配分金は市民の皆様からの募金が源資となっています。
申請した〇〇年度と配分を受ける〇〇年度の2年間ご協力ください。

- 街頭募金に参加する
 イベント開催時に募金箱を設置する
 施設内に募金箱を設置する
 職員等を対象に募金を募る

※ 添付書類

申請事業に関する書類

<input type="radio"/>	図面（施設平面図、設計図など）
<input type="radio"/>	見積書（写） ※2社以上 （工事明細の記載があるもの）
<input type="radio"/>	その他参考資料[写真・チラシ等]

申請者に関する書類

<input type="radio"/>	定款・会則など、組織に関する資料
<input type="radio"/>	平成〇〇年度事業報告書・決算書 （申請時に提出できない場合は、5月末提出予定）
<input type="radio"/>	平成〇〇年度事業計画書・予算書

配分申請事業計画書

■申請の概要 (目的、現状、配分の必要性など)

建物の南側に隣家が接近しており、立地上日当たりが悪く、冬場は室温が上がりづらい状況です。			
これまではカーペットを敷いて防寒を行っていましたが、開所から10年以上経過し、材質が劣化したため防寒効果が下がり、衛生的にも問題が出ています。			
児童が寒い冬場でも快適に過ごせるように、防寒効果があり、手入れをしやすく、健全な衛生環境を保ちやすい床敷き用コルクマットを購入いたしたく申請いたします。			
施設整備事業の場合、配分対象建物等の登記上の権利者		申請法人・それ以外 (公設 <input checked="" type="radio"/> 民設)	経過年数
			築 20 年
過去の受配歴 (過去10年間)	平成〇〇年 冷蔵庫・洗濯機購入 / 平成〇〇年 エアコン購入		

■法人・団体の概要

赤羽根小学校区児童クラブは、赤羽根小学校区における小学校全学年に就学している児童で、
家庭において保護者の適切なる監護を受けられないものに対して、安全で豊かな放課後を過ごし、
健やかな成長を育むことを目的としています。

■法人・団体と地域との関わり (地域住民対象の福祉講習会等実施や、地域との普段からの連携など)

日頃から地域住民の皆様にご理解を頂き、子供達の健全な育成を見守っていただいています。
地区会長に運営委員会に参加していただき、地域、学校との連携を図っています。子供達は
積極的に地区、公民館の行事に参加し、地域の一員としての自覚を持ちつつ育まれています。

■経費内訳

項目 (工事項目、物品名など)	内 訳 (仕様など)	金 額 (円)
大判コルクマット	45×45×8サイズ8枚セットを50組 1組単価1,700円×50組=85,000	85,000
合 計		85,000

■資金内訳

内 訳	金 額 (円)	備 考
共同募金配分金	63,000	配分金割合 74.12% ※
他からの補助金		
申請者自己資金	22,000	
その他		
合 計	85,000	

■実施予定時期

事業着手	平成 〇〇年 〇 月
事業完了	平成 〇〇年 〇 月

※原則として、
[配分金] ÷ [資金合計 - 補助金] ≤ 75%

No. 施設・備品-

平成 年 月 日

社会福祉法人群馬県共同募金会 高崎市支会長 様

[申請者]

法人・団体名		法人・団体の印	
代表者職氏名	(役職)	(氏名)	印
所在地	〒		
TEL	FAX		

平成30年度共同募金 (31年度事業) 配分申請書
 ~ 施設整備・備品整備 配分 ~

このことについて、下記のとおり計画しましたので、配分を申請します。

記

1 配分を必要とする福祉施設または福祉事業

施設・事業名	施設・事業種別	
責任者氏名	事業開始年月	
所在地	〒	
TEL	定員 名	現員 名
FAX	E-Mail	

2 申請の内容

申請内容	件名 (概要は別紙計画書のとおり)
	ア 施設整備 イ 備品整備
総事業費	円
配分申請額	, 000 円
	(千円未満は切り捨て)

3 この申請に関する事務担当者

所属・職名	TEL
氏名	FAX

4 募金への協力 共同募金の配分金は市民の皆様からの募金が源資となっています。申請した30年度と配分を受ける31年度の2年間ご協力ください。

- 街頭募金に参加する
- イベント開催時に募金箱を設置する
- 施設内に募金箱を設置する
- 職員等を対象に募金を募る

※ 添付書類

申請事業に関する書類

図面 (施設平面図、設計図など)
見積書 (写) ※2社以上 (工事明細の記載があるもの)
その他参考資料 [写真・チラシ等]

申請者に関する書類

定款・会則など、組織に関する資料
平成29年度事業報告書・決算書 (申請時に提出できない場合は、月提出予定)
平成30年度事業計画書・予算書

(別紙)

配分申請事業計画書

■申請の概要 (目的、現状、配分の必要性、期待される効果など)

施設整備事業の場合、 配分対象建物等の登記上の権利者	申請法人・それ以外(公設・民設)	経過年数	築年
過去の受配歴 (過去10年間)			

■法人・団体の概要

■法人・団体と地域との関わり (地域住民対象の福祉講習会等実施や、地域との普段からの連携など)

■経費内訳

項目(工事項目、物品名など)	内訳(仕様など)	金額(円)
合	計(税込金額)	

■資金内訳

内訳	金額(円)	備考
共同募金配分金		配分金割合 % ※
他からの補助金		
申請者自己資金		
その他		
合 計		

■実施予定時期

事業着手	平成	年	月
事業完了	平成	年	月

※原則として、
[配分金] ÷ [資金合計 - 補助金] ≤ 75%